

資料提供
(県政)

提供年月日：令和5年(2023年)2月17日 9:00

所属名：滋賀県特定家畜伝染病対策本部
総務調整班総務係

担当者名：濱野、加藤（農政水産部）
伊藤、岡田（防災危機管理局）

連絡先（内線）：077-528-3861（農政水産部）
077-528-3435（7422）

（防災危機管理局）

高病原性鳥インフルエンザ発生にかかる移動制限区域の解除について

内容

大津市内で確認された高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定していました移動制限区域（発生地から半径3km以内）につきましては、本日2月17日(金)午前0時をもって解除するとともに、設置していたすべての消毒ポイントの運営を終了し、今回の発生にかかるすべての防疫対応が終了しましたことを、お知らせします。

また、滋賀県特定家畜伝染病対策本部（本部長：知事）は本日9時をもって解散し、滋賀県特定家畜伝染病対策会議（議長：副知事）へ移行しましたので、併せてお知らせします。

1 制限区域の解除について

移動制限区域（発生地から半径3km以内）：2月17日(金)午前0時をもって解除

2 消毒ポイントの運営終了について

<運営終了した消毒ポイント>

- ・仰木雄琴料金所道路公団跡地
- ・JAレーク滋賀伊香立カントリーエレベーター

その他

- ・我が国において、家きんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。（内閣府食品安全委員会「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」）
- ・農場に対する取材は、飼養者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。
- ・今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、飼養者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。